

社会福祉充実残額算定シート

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産 (a)	
負債 (b)	
基本金 (c)	
国庫補助金等特別積立金 (d)	
合計 (a - b - c - d)	0

手入力 (必須入力) するセルです (※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照するための計算式が設定されていますので、手入力は不要となります。)

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。(不明の場合は、記載要領に従って入力してください)

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(1) 財産目録における貸借対照表価額

項目	金額
合計 (a)	

(2) 対応負債

項目	金額
1年以内返済予定設備資金借入金	
1年以内返済予定リース債務	
設備資金借入金	
リース債務	
合計 (b)	0

(3) 合計

項目	金額
財産目録合計 (a)	0
対応負債合計 (b)	0
対応基本金 (c)	0
国庫補助金等特別積立金 (d)	0
合計 (a - b - c - d)	0

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積 (小数点以下第4位を四捨五入)	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率				①、②のいずれか 高い方の率	自己資金比率			合計額	
						④建設工事費 デフレーター	② 1㎡当たり単価上昇率				③一般的自己 資金比率	④建設時自己資金比率			③、④のいずれか 高い方の率
							一般的 1㎡当たり 単価 (a)	当該建物の建設時の 取得価額 (b)	建設時延べ床 面積 (c)			a/ (b/c)	建設時自己資金 (d)		
						-	290,000	-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000	-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000	-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000	-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000	-	-	-	24%	-	-	24.0%	-
合計															0

※ 割合は小数点第4位四捨五入。
※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

(3) 設備・車輦等の更新に必要な費用

項目	金額
合計	

(4) 合計

項目	金額
将来の建替費用	0
大規模修繕に必要な費用	0
設備・車輦等の更新に必要な費用	0
合計	0

(2) 大規模修繕に必要な費用

減価償却累計額 (a)	一般的大規模修繕 費用比率 (b)	大規模修繕実績額	合計額①	※大規模修繕額が不明な場合		合計額 (①、②のいずれか)
				貸借対照表価額 (c)	合計額② ((a×b) × c/ (a+c))	
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
合計						0

4. 「必要な運転資金」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出		12	3
合計			0

5. 「計算の特例」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出	-	12	12
合計			-

6. 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	0		
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	0		※「5. 計算の特例」の適用有無を
再取得に必要な財産	0		変更する場合、以
必要な運転資金	0		下のセルから選択
計算の特例			すること。
合計	0		適用する

7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

項目	金額
社会福祉充実残額	0
社会福祉充実計画用財産	
合計	0

社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）

(元号) ○○年3月31日現在

(別添)

(単位：円)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額	社会福祉充実計画用財産額
I 資産の部									
1 流動資産									
現金預金									
有価証券									
事業未収金									
未収金									
未収補助金									
未収収益									
受取手形									
貯蔵品									
医薬品									
診療・療養費等材料									
給食用材料									
商品・製品									
仕掛品									
原材料									
立替金									
前払金									
前払費用									
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金									
1年以内回収予定長期貸付金									
社会福祉連携推進業務短期貸付金									
短期貸付金									
仮払金									
その他の流動資産									
徴収不能引当金									
流動資産合計				0	0	0			
2 固定資産									
(1) 基本財産									
土地									
建物									
定期預金									
投資有価証券									
建物減価償却累計額									
基本財産合計				0	0	0			
(2) その他の固定資産									
土地									
建物									
構築物									
機械及び装置									
車輛運搬具									
器具及び備品									
建設仮勘定									
有形リース資産									
権利									
ソフトウェア									
無形リース資産									
(何) 減価償却累計額									
投資有価証券									
社会福祉連携推進業務長期貸付金									
長期貸付金									
退職給付引当資産									
長期預り金積立資産									
(何) 積立資産									
差入保証金									
長期前払費用									
その他の固定資産									
徴収不能引当金									
その他の固定資産合計				0	0	0			
固定資産合計				0	0	0			
資産合計				0	0	0			
II 負債の部									
1 流動負債									
短期運営資金借入金									
事業未払金									
その他の未払金									
支払手形									
社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金									
役員等短期借入金									
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金									
1年以内返済予定設備資金借入金									
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金									
1年以内返済予定長期運営資金借入金									
1年以内返済予定リース債務									
1年以内返済予定役員等長期借入金									
1年以内支払予定長期未払金									
未払費用									
預り金									
職員預り金									
前受金									
前受収益									
仮受金									
賞与引当金									
その他の流動負債									
流動負債合計				0	0	0			
2 固定負債									
社会福祉連携推進業務設備資金借入金									
設備資金借入金									
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金									
長期運営資金借入金									
リース債務									
役員等長期借入金									
退職給付引当金									
役員退職慰労引当金									
長期未払金									
長期預り金									
その他の固定負債									
固定負債合計				0	0	0			
負債合計				0	0	0			
差引純資産				0	0	0			

控除対象額計	計画用財産額計
0	0

(入力上の留意事項)

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしますが、エクセル版の社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）については、小計欄は不要とします

記載要領

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。）に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。

なお、「3. 「再取得に必要な財産」の「(1) 将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的 1 m²当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2) 大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』（平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。）に定める単価等を用いる。

【共通事項】

- 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。

- 施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。

- 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。

- 各計算の過程において 1 円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

【個別事項】

1. 「活用可能な財産の算定」

- 「資産」欄は、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額が自動転記される。

- 「負債」欄は、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額が自動転記される。

- 「基本金」欄は、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額が自動転記される。
- 「国庫補助金等特別積立金」欄は、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額が自動転記される。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(1) 財産目録における貸借対照表価額

- 「合計」欄は、財産目録のうち、控除対象となる財産の貸借対照表価額の合計額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した財産の貸借対照表価額の合計額が自動転記される。

(2) 対応負債

- 「1年以内返済予定設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額が自動転記される。
- 「1年以内返済予定リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額が自動転記される。
- 「設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額が自動転記される。
- 「リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額が自動転記される。

(3) 合計

- 「対応基本金」欄については、貸借対照表の「基本金」のうち、「第一号基本金」及び「第二号基本金」の合計額を入力すること。なお、初期設定では、「1. 「活用可能な財産の算定」」で入力した「基本金」の額が表示されるため、法人において「第三号基本金」を保有し、当該基本金の額が特定できる場合は、その額を差し引いた額を手入力すること。
- 「合計」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

- 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物（基本財産及びその他の固定資産）ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。
- 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度（数字4桁の西暦のみ）」を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。
- 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」（小数点以下第4位を四捨五入のこと。）とすること。
- 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。
- 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。
- 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

- 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。

（2）大規模修繕に必要な費用

- 「合計額①」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。
- 「貸借対照表価額」欄については、「大規模修繕実績額」に不明と入力した場合に限り、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「貸借対照表価額」を入力すること（※）。この場合、事務処理基準3の（5）の⑤に規定する計算式によること。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「貸借対照表価額」が自動転記され、上記の計算式による結果が自動的に算定される。

（3）設備・車輛等の更新に必要な費用

- 「合計」欄は、財産目録のうち、「減価償却累計額」が入力されている建物を除く控除対象となる財産の「減価償却累計額」の合計額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した、建物を除く全ての財産の「減価償却累計額」が自動転記される。

4. 「必要な運転資金」

- 「金額」欄については、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を入力すること。

5. 「計算の特例」

- 事務処理基準3の（7）の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「（4）合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「（3）合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。

6. 「社会福祉充実残額」

- 合計額については、1万円未満を切り捨てること。

7. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」

- 財産目録については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号）の別紙4の「記載上の留意事項」に記載のとおり、科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、貸借対照表価額欄と一致させることとしているが、本シートについては、計算の簡略化のため、小計欄を設けなくても差し支えないものであること。